

エックスモバイル株式会社

エックスモバイル持ち込み補償 利用規約

令和 3年度4 月1 日版

エックスモバイル株式会社（以下「エックスモバイル」といいます）は、エックスモバイル持ち込み端末補償サービスご利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき「エックスモバイル持ち込み端末補償サービス」（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

本規約で使用する一部の用語を以下に定義します。

1 通信回線

本サービスの申込に際してお客様が使用されるお客様名義のエックスモバイルの通信回線

2 携帯端末機

お客様が所有する携帯端末機

3 交換携帯端末機

本サービスによりエックスモバイルがお客様へ故障した端末と交換する携帯端末機

4 補償適用携帯端末機

本サービスによりエックスモバイルが修理を行った携帯端末機

5 偶発の事故による故障

急激な外因により発生した偶発の事故による携帯端末機の全損又は一部破損

6 リフレッシュ品

その他利用者が使用していた携帯端末機を回収し、品質の確認を行った上で新品同様の状態にした携帯端末機

第1条（本サービスの契約）

お客様がエックスモバイルへ契約の申込みがあった後、必要な手続き等おこない、エックスモバイルが申込みの承諾を行った時点で契約が成立するものとします。

本サービスの契約は、1つの通信回線に対して1台の携帯端末機が適用されます。

2. エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法によって、お客様に通知または周知することにより、本サービスまたは本規約の一部または全部を変更できるものとします。変更日以降は、変更後の本規約またはサービス内容が適用されます。

3. 登録されているお客様情報が変更となる場合、お客様は速やかにエックスモバイルに変更情報を報告する義務を負います。登録情報が異なる場合、エックスモバイルはお客様に対するサービスを停止する場合があります。

4. 加入している期間は、本サービスを利用することができます。

第2条（本サービスの対象）

お客様が購入した本人名義携帯端末機であること。（エックスモバイルからの貸与は対象外となります）

第3条（本サービス対象の端末の変更）

本サービス対象の携帯端末機は、エックスモバイルが交換携帯端末機を提供した場合を除いて変更できません。

第4条（本サービスへの加入）

本サービスは、エックスモバイル通信サービス利用規約に基づく契約締結時のみ加入可能です。

第5条（本サービスの申請依頼）

本サービスに登録されている端末に不具合及び故障が発生した場合、お客様は本サービスの申請依頼をエックスモバイルにおこないます。申請依頼は、エックスモバイル公式代理店又は取り扱い代理店にて承りますので、エックスモバイル公式代理店又は取り扱い代理店が示す所定の手続きにより申請をおこなってください。

第6条（本サービスの内容）

本サービスは、お客様の携帯端末機に補償対象内の事故が発生した場合に携帯端末機を修理又は交換できるサービスです。

お客様からの補償対象内の事故の申請依頼内容をエックスモバイル側で判定し、携帯端末機の修理もしくは交換を実施いたします。対応方法の判断はエックスモバイルがおこないます。

第7条（本サービスの適用範囲）

本サービスは、携帯端末機の自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書にしたがった正常なご使用状態のもとで、発生した故障）、破損、偶然の事故・水没にのみ適用されます。

また、お客様が補償対象内の事故を申告される携帯端末機をエックスモバイルにて確認ができない場合は、適用されません。天災や焼失、盗難・紛失によって、対象の携帯端末機をエックスモバイルにて確認できない場合も適用されません。また、修理においても、別表で示す修理項目以外の修理は、本サービス適用外となります。

第8条（本サービスの適用回数）

本サービスは、契約成立日を起算日として1年間を年度として定義します。

年度内での本サービスの適用回数は、2回までとします。年度内での故障の発生が3回目以降の場合は、サービス適用外となります。また、適用回数を翌年度に繰り越すことはできません。

第9条（補償上限金額）

本サービスは、携帯端末機の修理もしくは交換の場合、金額は別表に規定する補償上限金額を上限とする。

第10条（エックスモバイルが本サービス申告をお断りするケース）

お客様が本サービスをご利用期間である場合でも、以下に該当する事象がある場合、エックスモバイルは、本サービスの適用をお断りする場合があります。

- 1 本サービスの解約後の場合
- 2 第15条の禁止事項に該当する場合
- 3 過去に本規約への違反があった場合
- 4 過去にエックスモバイルに対して虚偽申告が行われた場合
- 5 お客様のエックスモバイルへの支払が未納となっている場合
- 6 申請依頼が携帯端末機の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含みます）である場合
- 7 申請依頼が、携帯端末機の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で機能に影響が生じていない場合
- 8 携帯端末機が加工、改造、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）された場合、エックスモバイルが指定する正規の修理拠点以外で修理された場合
- 9 携帯端末機の誤使用により生じたものである場合
- 10 故障が登録端末機または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他電子データなどの消去による損害である場合
- 11 故障がコンピュータウイルスによる原因である場合
- 12 故障が利用者の故意または重大な過失により発生したものである場合
- 13 故障が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものである場合

14 故障が核燃料物質、放射能汚染により発生したものである場合

第11条（本サービス 店頭修理適用過程）

お客様が本サービスの適用を申告された場合、以下の手順でエックスモバイルは対応致します。

- 1 お客様から、エックスモバイル公式代理店又は取り扱い代理店が示す所定の手続きにより申請をおこなう。この際エックスモバイルは、契約者本人からの申し込みであることを、エックスモバイルが定める方法にて確認
- 2 エックスモバイルが定める規約に同意いただけない場合、ただちに携帯端末機を返却

第12条（本サービス 発送修理・交換適用過程）

お客様が本サービスの適用を申告された場合、以下の手順でエックスモバイルは対応致します。

- 1 お客様から、エックスモバイル公式代理店又は取り扱い代理店が示す所定の手続きにより申請をおこなう。この際エックスモバイルは、契約者本人からの申し込みであることを、エックスモバイルが定める方法にて確認
- 2 代替機が必要な際は、エックスモバイルからお客様へ送付
- 3 お客様から不具合及び故障発生の携帯端末機をエックスモバイルへ送付
- 4 不具合及び故障申告と携帯端末機の不具合及び故障状態を確認し、エックスモバイルにて本サービスの適用の有無と適用方法を決定
- 5 エックスモバイルが携帯端末機の交換と判断した場合は、交換携帯端末機をお客様へ送付。エックスモバイルが携帯端末機を修理すると判断した場合は、修理作業を実施し、修理完了後、お客様へ送付
- 7 お客様からエックスモバイルへ代替機を送付。代替機の貸出期間は補償適用携帯端末機、または交換携帯端末機がお客様へ届いてからエックスモバイルが定めた一定期間で返却

第13条（お客様との合意）

お客様とエックスモバイルが本サービスを契約した段階で、お客様とは以下の事項に合意することとなります。

- 1 エックスモバイルは、本サービスを実施するにあたりお客様がお使いの携帯端末機の一切のデータを保障しないこと
- 2 本サービスを適用するにあたりメーカー保証や正規修理サービス店舗での修理ができなくなる場合があること。それに伴う一切の責任についてエックスモバイルは負わないものとする
- 3 エックスモバイルは、交換携帯端末機を提供する場合、第14条で示す条件で交換携帯端末機を提供できること
- 4 エックスモバイルが本サービスでお客様へ交換携帯端末機を提供した段階で、お客様はお客様の故障端末の所有権はエックスモバイルに移転され、エックスモバイルは交換端末機の所有権がお客様に移転されることとする。但し、お客様の故障端末に関わる一切の債務はエックスモバイルには移転されないこと
- 5 エックスモバイルに対してお客様は、本サービスに関する一切の損害賠償を行わないこと
- 6 本サービスの月額費用、負担金、違約金などの一切の費用は、別表に定める方法でお客様が支払うこと
- 7 本サービスの申請依頼とその後のエックスモバイルとの交渉に関わる電話料金、ショートメール料金などの一切の費用は、お客様が負担すること
- 8 エックスモバイルは、お客様からの本サービスの支払が滞ったとき、延滞利息として14.5%を請求できること
- 9 エックスモバイルのお客様に対する本サービスに関わる全ての債権に対して、一定期間お客様の支払が滞った場合、エックスモバイルは債権回収業者に対して、債権を譲渡し、また、その際債権回収業者に対してお客様の個人情報を開示すること

第14条（修理・交換携帯端末機の条件）

修理・交換携帯端末機は修理もしくはエックスモバイル指定の新品端末またはリフレッシュ品に交換いたします。お客様が購入された端末と異なる機種場合があります。交換端末及び修理金額の上限は40,000円（税込:44,000円）とします。機種が異なることによるお客様の操作性の混乱やデータ移行ができない等の事象が発生した場合において、エックスモバイルは一切の責任を負いません。

第15条（禁止事項）

本サービスご利用のお客様は、以下の禁止事項を遵守するものとします。

禁止事項が確認された場合、エックスモバイルは本サービスの停止、強制解約を実施し、全ての債権を請求する場合があります。

- 1 虚偽の登録、届出または申告を行う場合
- 2 他者になりすまして本サービスを利用する場合
- 3 本サービスを不正の目的をもって利用する場合
- 4 本規約により生ずる権利若しくは義務または地位を、エックスモバイルの承諾なく第三者に譲渡若しくは承継する場合
- 5 エックスモバイル若しくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 6 第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 7 エックスモバイル若しくは第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- 8 他のご利用者による本サービスの利用を妨害する行為
- 9 本サービスの提供に関するエックスモバイル若しくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- 10 エックスモバイルの営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為

- 11 エックスモバイルまたは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- 12 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- 13 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約若しくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為

第16条（お客様情報の開示依頼）

エックスモバイルは、お客様が本サービスの申請依頼をするときに、各種確認書類（ご購入時の領収書、本人確認書類等）の写しの提出を求め場合があります。

第17条（お客様からの解約申出）

お客様は、本サービスの解約を希望されるときは、エックスモバイルに解約を申し出る必要があります。解約申出が無い場合、エックスモバイルは契約が継続しているとしてお客様へ請求を実施いたします。解約終了月は日割り請求はおこないません。

第18条（エックスモバイルからの解除）

エックスモバイルは、お客様が以下のいずれかに該当した場合、催告することなく本サービスを解約できるものとします。

- 1 ご利用料金または本サービスにより生じた債務を、支払期日を経過しても支払いただけない場合
- 2 第15条禁止行為のいずれかに該当する行為を行った場合
- 3 前各号の他、本規約のいずれかに違反した場合
- 4 お客様の連絡先が不明となり、エックスモバイルからご連絡が不能になった場合
- 5 その他本サービスのご利用状況が不適合であるとエックスモバイルが判断した場合

第19条（サービス利用契約の終了）

以下に定める事項に該当した場合、エックスモバイルはお客様とエックスモバイルとの間のサービス利用契約は終了します。

- 1 お客様からの本サービスの解約申出を受領した場合
- 2 エックスモバイルとの間の携帯回線契約が終了した場合
- 3 エックスモバイルがお客様との間の本サービスを解除した場合

第20条（本サービスの停止）

エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法により、お客様へ通知または周知することで、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとします。

また、エックスモバイルは、本サービスの提供に関するシステム上の故障、災害その他やむを得ない事由により、お客様に事前に通知または周知することなく、一時的に本サービスを停止する場合があります。

第21条（本サービスの終了）

エックスモバイルは、エックスモバイルが適当と判断する方法により事前にお客様に周知または通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。

第22条（初期不良）

修理対応時や交換用携帯端末機に初期不良があり動作しない場合、修理対応後及び交換用携帯端末機到着後30日以内にエックスモバイルに申し出ることにより、エックスモバイルはお客様の端末を本サービスの適用外として無償で修理もしくは交換いたします。但し、修理対応時において、修理箇所以外の不具合が発生したとしても初期不良の対象として認められません。

※メーカー保証が有効の場合、お客様ご自身により各メーカーのサポートデスクへご連絡いただきます。エックスモバイルはお客様がメーカー保証を適用したことにより不利益を被ったとしても、損害賠償責任およびその他一切の責任を負いません。

第23条（免責事項）

エックスモバイルは、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止若しくは終了などにより、お客様が不利益を被ったとしても、エックスモバイルは損害賠償責任およびその他一切の責任を負いません。

第24条（連絡窓口）

本サービスの内容に関するご質問、その他ご利用に関する問い合わせ等については、エックスモバイルのサポートデスクで承ります。

第25条（合意管轄）

お客様とエックスモバイルとの間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、エックスモバイルの本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

別表 (持ち込み端末補償)

<p>ご利用料金</p>	<p>令和3年 4月1日以降に、サービス利用契約の締結されたお客様のご利用料金</p>	<p>月額料金：700円（税込770円）</p> <p>当該月におけるサービス利用契約のご契約日数が1ヶ月に満たない場合は、ご契約日数に応じた日割りとします。なお、月額料金の算出にあたり、その算出結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p>
<p>補償加入条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の技適マークがある端末のみ対象です。※国内で購入したものでも技適マークがなければ加入できません。 ・iPhone及びandroidスマートフォン端末以外は補償に加入できません。 	<p>『iPhone』 国内発売日から6年以内の端末</p> <p>『android』 国内発売日から2年以内の端末</p> <p>※補償の加入条件はOS毎に異なります。</p>
<p>本サービス利用時のお客様ご負担金</p>		<p>上限金額：40,000円（税込44,000円） ※交換端末につきましても40,000円（税込44,000円）を上限とさせていただきます。</p> <p>『交換』</p> <p>①1回目:5,000円（税込5,500円） ②2回目:10,000円（税込11,000円）</p> <p>『修理』</p> <p>①1回目:無料 ②2回目:無料</p> <p>※交換修理問わず、補償を受けた回数を1回とみなします。 ※補償のご利用回数は第8条（補償のご利用回数）をご参照ください。</p>

本サービス適用項目	修理に関しては、パネル交換のみ補償対象です。	・自然故障 ・破損 ・落下 ・水没 ・偶然の事故による故障 上記以外の修理については、補償適用外となります。
-----------	------------------------	---

令和3年 4月1日 初版